

伏木富山港港湾脱炭素化推進協議会 の設置について

1. これまでの協議会開催状況と検討内容
2. 港湾法の一部を改正する法律
3. 港湾法に基づく「港湾脱炭素化推進協議会(法定協議会)」

令和5年12月25日(月)

富山県

1. これまでの協議会開催状況と検討内容

◆ 官民が連携して港湾における脱炭素化を推進するため、令和4年2月に「伏木富山港カーボンニュートラルポート検討協議会」を設置し、これまで4回開催してきた。

開催時期	検討内容	議事次第（予定含む）
令和4年2月16日 (第1回CNP検討協議会)	○伏木富山港の特徴、脱炭素化に向けた具体的な取組事例等を示し、伏木富山港におけるCNP形成に向け、今後の方向性・進め方について確認	1. 伏木富山港CNP検討協議会について 2. CNPの形成に向けた施策の方向性及びCNP形成計画策定マニュアル 3. 脱炭素化に向けた取組 4. 伏木富山港CNP形成計画策定の進め方 5. 民間における脱炭素化に向けた取組事例
令和4年8月25日 (第2回CNP検討協議会)	①伏木富山港CNP形成に向けた方針、計画期間及び目標年次、対象範囲の考え方等について確認 ○民間における脱炭素化に向けた取組についての紹介	1. 北陸地方整備局からの情報提供 2. 伏木富山港CNP形成計画における基本的な事項 3. 民間（構成員）における脱炭素化に向けた取組紹介
令和5年1月30日 (第3回CNP検討協議会)	②推計手法を踏まえて、伏木富山港における温室効果ガス排出量の推計結果を示す ○脱炭素に向けた取組についての紹介	1. 伏木富山港における温室効果ガス排出量の推計手法及び推計結果 2. 脱炭素化に向けた取組紹介 3. その他事項
令和5年8月30日 (第4回CNP検討協議会)	③温室効果ガス排出量の推計結果を踏まえ、温室効果ガスの削減目標及び削減計画について検討する。	1. 昨年度までの検討内容の振り返り 2. 今回の協議内容 3. 法定協議会への移行及び法定計画の作成についての提案 4. 今後の予定
令和5年12月25日 (第1回港湾脱炭素化推進協議会)	④伏木富山港における水素・燃料アンモニア等の需要推計や供給目標・計画等について検討する。	1. 伏木富山港港湾脱炭素化推進協議会の設置 2. 水素等の需要推計や供給目標、供給計画 3. 伏木富山港港湾脱炭素化推進計画(素案)の概要
令和5年度中（予定） (第2回港湾脱炭素化推進協議会)	伏木富山港港湾脱炭素化推進計画（案）について	1. 伏木富山港港湾脱炭素化推進計画（案）の概要 2. その他事項

任意協議会

法定協議会

2. 港湾法の一部を改正する法律（令和4年法律第87号）

（令和4年11月18日公布、12月16日施行（一部を除く））

- ◆ カーボンニュートラルポート（CNP）の形成を推進する仕組みとして、港湾脱炭素化推進計画及び港湾脱炭素化推進協議会に関する規定が新設された。

法律の概要

1. 港湾における脱炭素化の推進

① 港湾の基本方針への位置づけの明確化 等

- 国が定める港湾の開発等に関する基本方針に「脱炭素社会の実現に向けて港湾が果たすべき役割」等を明記。
- 港湾法の適用を受ける港湾施設に、船舶に水素・燃料アンモニア等の動力源を補給するための施設を追加し、海運分野の脱炭素化を後押し。 ※併せて税制特例（固定資産税等）を措置

② 港湾における脱炭素化の取組の推進

- 港湾管理者(地方自治体)は、官民の連携による港湾における脱炭素化の取組※を定めた**港湾脱炭素化推進計画**を作成。
※水素等の受入れに必要な施設や船舶への環境負荷の少ない燃料の供給施設の整備等
- 港湾管理者は、関係する地方自治体や物流事業者、立地企業等からなる**港湾脱炭素化推進協議会**を組織し、計画の作成、実施等を協議。
- 水素関連産業の集積など、計画の実現のために港湾管理者が定める区域内における**構築物の用途規制を柔軟に設定できる特例等を措置**。

➡ **臨海部に集積する産業と連携して、カーボンニュートラルポート（CNP）の取組を推進し、我が国の産業や港湾の競争力強化と脱炭素社会の実現に貢献**

改正港湾法に基づいて CNP 形成に向けた検討を進めるため、第4回伏木富山港CNP検討協議会（R5. 8. 30）において、法定協議会である「伏木富山港港湾脱炭素化推進協議会」に移行し、法定計画である「港湾脱炭素化推進計画」を作成することを提案し、承認された。

港湾法第50条の3に規定された「港湾脱炭素化推進協議会」に移行するにあたり、任意協議会構成員（既構成員）のほか計画対象範囲の事業所に対し、法定協議会への参加意向調査を実施した。

3. 港湾法に基づく「港湾脱炭素化推進協議会（法定協議会）」

（港湾脱炭素化推進協議会）

第五十条の三 港湾脱炭素化推進計画を作成しようとする港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、港湾脱炭素化推進協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 港湾脱炭素化推進計画を作成しようとする港湾管理者
- 二 港湾脱炭素化推進計画に定めようとする港湾脱炭素化促進事業を実施すると見込まれる者
- 三 関係する地方公共団体
- 四 当該港湾の利用者、学識経験者その他の当該港湾管理者が必要と認める者

3 第一項の規定により協議会を組織する港湾管理者は、協議会において協議を行うときは、あらかじめ、前項第二号に掲げる者であつて協議会の構成員であるものに、当該協議を行う事項を通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。

5 国土交通大臣は、港湾脱炭素化推進計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

6 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

これまでの任意協議会からの変更点

- ▶ 法に協議会を規定
- ▶ 港湾脱炭素化促進事業実施者を追加
- ▶ これまで通り
- ▶ これまで通り
- ▶ 法定計画に定める事項、基本方針の解釈等への助言
- ▶ 協議結果を尊重しなければならない